

行動計画

株式会社 アイペック

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 :

平成 32 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを、実施・徹底する。

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ ノー残業デーの実施
- 平成 29 年 4 月～ 1/2 月ごとにノー残業デーの 状況の把握 及び 是正
- 平成 29 年 4 月～ 部長会議におけるノー残業デーの状況報告 及び 是正の検討

目標 2 :

平成 32 年 3 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人当たり年間 540 時間未満とする。

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 各部で所定外労働の削減に向けての行動計画の策定を行う
- 平成 29 年 4 月～ 各部で所定外労働時間のチェックを行い、状況の把握と是正。
- 平成 29 年 4 月～ 部長会議における所定外労働時間の状況報告
是正の検討
- 平成 29 年 7 月～ 3 カ月ごとのモニタリング及び経営レビューにおいての
状況の把握 及び 是正